

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案参照条文

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 一般電気事業者 一般電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

三 （略）

四 卸電気事業者 卸電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

五 十四 （略）

2、3 （略）

石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 原油 関税法附則三年法律第五十四号（別表第二七〇九・〇〇号）に掲げる石油及び歴青油をいう。

二 石油製品 関税定率法別表第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの~~の~~製品から本邦に到着したものに限る。（をいう）。

三 ガス状炭化水素 関税定率法別表第二七・一一項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素本邦に到着したものの以外のものであつては、採取されたものに限る。（をいう）。

四 保税地域（~~関~~税法九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 航空機燃料 航空機（第五条に規定する発動機を含む。）の燃料用に供される炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。）をいう。

（納税義務者）

第四条 航空機の所有者は、当該航空機に積み込まれた航空機燃料につき、航空機燃料税を納める義務がある。ただし、当該航空機についてその所有者以外の者が航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）に規定する使用者であることが賃貸借契約、使用貸借契約その他の契約により明らかである場合には、当該航空機に積み込まれた航空機燃料については、当該使用者が航空機燃料税を納める義務がある。

274 （略）

（課税標準）

第十条 航空機燃料税の課税標準は、航空機に積み込まれた航空機燃料の数量とする。

（税率）

第十一条 航空機燃料税の税率は、航空機燃料一キロリットルにつき二万六千円とする。

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の八 沖縄島と沖縄県の区域（以下この項及び第九十条の九第一項において「沖縄」という。）以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この項及び第九十

条の九第一項において同じ。）との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機（同法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この節において「航空機」という。）で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（沖縄島に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この節において「沖縄路線航空機」という。）に、平成十九年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円の税率により計算した金額とする。

2) 6 (略)

(沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)

第九十条の八の二 前条の規定は、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、沖縄特定離島（宮古島、石垣島及び久米島をいう。次条第一項において同じ。）と東京国際空港との間の路線（那覇空港を経由するものを除く。）を航行する航空機（次条第三項及び第五項において「沖縄特定離島路線航空機」という。）に積み込まれる航空機燃料について準用する。この場合において、前条中「平成十九年三月三十一日」とあるのは、「平成十五年三月三十一日」と読み替えるものとする。